

<勤務条件>

募集職種	母子父子寡婦福祉資金貸付事業協力員（パートタイム会計年度任用職員）
業務内容	母子父子寡婦福祉資金償還金の滞納者に対する訪問徴収等
任用期間	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
勤務時間	午前8時30分 から 午後3時15分 （休憩時間 正午 から 午後1時） ※ 業務において必要がある場合、時間外勤務が発生する場合があります。
勤務日数	1月あたりの勤務日数：5.75時間／日×14日
休日	週休日：土曜日及び日曜日 休日：国民の祝日及び年末年始（12月29日から31日、1月2日及び3日）
給与	日額 7,130 円
手当等	条例等の定めるところにより、通勤手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇6日を付与します。 また、夏季休暇などの特別休暇があります。
社会保険	加入となりません。 （健康保険及び厚生年金保険）
雇用保険	加入となりません。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は翌月15日です。 (2) 服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 (3) 任用後、勤務日数が15日に達するまでは条件付採用期間となります。 (4) 自家用車で訪問徴収が可能である方に限ります。 なお、自家用車は、次の保険契約を締結しているものに限ります。 ・ 自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険契約。 ・ 他人の生命又は身体を害したときの損害賠償額が無制限、及び他人の財産に損害を与えたときの損害賠償額が100万円以上の任意保険契約。